

島根労働局発表

平成28年 6月30日

担	島根労働局雇用環境・均等室 室長 周藤 明美 雇用環境改善・均等推進監理官 竹谷 一彦
当	Tel 0852-31-1161 0852-20-7007

「夏の生活スタイル変革（通称：ゆう活）」

に向けた取組を要請しました

～県内労使団体へ「朝型勤務」「フレックスタイム制」の推進などを要請～

島根労働局（局長 浅野 茂充）では、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの「働き方改革」を推進しているところです。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として昨年からは長い夏の間は朝早くから働き始め、夕方以降を家族などと過ごす時間に充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

そこで、今年も、島根県内の企業において、夏の期間における個々の民間企業の実情に応じた自主的な「ゆう活」取組を行っていただくよう、島根労働局長名で県内の労使団体あてに別紙のとおり要請を行いました。



ゆうやけ時に
悠々とした時間が生まれる。
友人と会える。
遊ぶ時間が増える。
家族で過ごす優しい時間ができる。
新しい人・モノ・事と自分が結ばれる。
勤務時間が、1、2時間早まることで生まれる。
自分の時間で生活を豊かにしていこう。